

一 般 競 争 入 札 の 公 告

広島高速ETC路側設備用倉庫新築工事(その2)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年 6月21日

広島高速道路公社 理事長 熊谷 鋭

1 工事概要

- (1) 工 事 名 広島高速ETC路側設備用倉庫新築工事 (その2)
- (2) 工事場所 広島市西区山手町
- (3) 工事内容 本工事は、広島高速道路公社が管理する中広電気室敷地において、広島高速道路の各料金所に更
新設置するETC路側設備を保管する倉庫を新築する工事である。
なお、工事内容は以下のとおりである。
・ETC路側設備倉庫 (ガレージタイプ：2連結) 1棟
- (4) 工 期 契約締結の日から令和3年10月29日まで

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(1) 入札参加者の資格要件

- ア 公告の日において、広島高速道路公社における「建築工事業」に係る令和3・4年度建設工事競争入札参加資格の認定を受け、広島県内に建設業法第3条第1項の本店を有する者であること。ただし、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第7条に規定する建築工事業における客観点数が959点以下の者に限る。
- イ 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- ウ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 別表の上欄に掲げる建築一式工事 (以下「建築一式工事」という。) について、建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- エ 次のいずれにも該当していないこと。
 - (ア) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者について
は、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者
 - (イ) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者について
は、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者
 - (ウ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- オ 公告の日から開札の日までの間において、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- カ 公告の日から開札の日までの間において、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止 (本件工事の入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分を除く。) を受けていない者であること。
- キ 他の入札参加希望者と次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 他の入札参加希望者の親会社 (会社法第2条4号の親会社をいう。以下同じ。)
 - (イ) 他の入札参加希望者の子会社 (会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社

- (エ) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）
が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者
- (オ) 代表権を有する者同士が夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係にある者
- (2) 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者を本件工事に専任で配置できること。
ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。
- ア 「建築工事業」について、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
- イ 入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係である者
なお、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、引き続き3か月以上の雇用関係は求めない。

3 入札手続等

(1) 担当部課

- ア 入札・契約手続に関すること。
広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話（082）508-6848
- イ 工事内容に関すること。
広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 保全管理部保全課施設係 電話（082）508-6822

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ア 期間 公告の日から令和3年7月2日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
- イ 場所 （ア）広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係
（イ）広島高速道路公社のホームページ（<https://www.h-exp.or.jp/>）

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料等（以下、これらをあわせて「申請書等」という。）の提出期間及び場所等

- ア 期間 公告の日から令和3年7月2日（金）午後5時00分まで（必着）
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係
- ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵送は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して、令和3年7月6日（火）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。なお、本件工事に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないとき、本件工事に係る競争入札を中止する場合がある。

4 入札日時等

(1) 入札、開札の日時（予定）、場所、入札書・工事費内訳書の郵送方法等

- ア 日時 令和3年7月20日（火） 午後1時15分
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室
- ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送によるものは認めない。なお、郵送方法は次のとおりとする。
・ 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。
一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。なお、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。
・ 工事費内訳書を同封すること。工事費内訳書については、7による。
・ 送付先は上記3（3）イに掲げる場所とする。

・到達期限は、令和3年7月16日（金）の午後5時00分までとする。

エ 立会 開札における入札者の立会ができないこととする。なお、開札にあたり、入札事務に関係のない公社職員1名を立ち会わせることとする。詳細は「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等の手続きの特例措置について」（公社ホームページ HOME＞調達情報＞入札・契約関係規程）を参照。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 契約金額の10分の1以上を契約締結日までに納付

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に際しての注意事項に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（以下「競争入札取扱要綱」という。）第20条の2、第36条の2第3項の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当する。

5 低入札価格調査等について

(1) 調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い

本件工事は、調査基準価格を設定しており、落札者となるべき者の入札価格がこれを下回る場合は、競争入札取扱要綱第38条に基づく調査（以下「調査」という。）を行ったうえで、後日落札決定する。

調査は、広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱により行うので、入札者は当該調査に協力しなければならない。調査の結果、別に定める「建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準」に掲げる基準の全てを満たさない場合は、落札者とはしない。

(2) 低入札価格者を落札者とした場合の措置

ア 契約保証金

契約締結にあたり、納付すべき契約保証金の額又は保証金額若しくは保険金額は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第47条の3第1項の規定により、当該請負代金額の10分の3以上とする。

なお、契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、約款第47条の3第2項の規定に基づくものとする。

イ 配置予定技術者の増員等

調査の結果落札者となった者は、約款第47条の3第3項の規定により、本件工事において、主任（監理）技術者とは別に同一の資格を有した技術者を専任で1名現場に追加配置すること。この場合、追加配置した技術者（以下「追加配置技術者」という。）が現場代理人を兼務することは認めない。

なお、追加配置技術者は施工中、監理技術者又は主任技術者を補助し、監理技術者又は主任技術者と同様の職務を行うものとする。また、追加配置技術者を求められることとなった場合には、約款第10条第1項第2号の規定に基づき、その氏名その他必要な事項を監理技術者又は主任技術者の通知と同様に発注者に通知するものとする。

また、仕様書（１２．工事实績情報システムの登録について）により、工事实績情報システム（コリンズ）へ登録する場合には、追加配置技術者は担当技術者として登録すること。

ウ かし担保責任の存続期間

約款第４７条の３第４項の規定により、かし担保責任の存続期間は２年以内（コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合には４年以内）とする。

エ 契約解除の場合の違約金の額

約款第４７条の３第５項の規定により、請負代金額の１０分の３に相当する額とする。

オ 低入札価格調査時提出資料の実施状況調査

５（１）に示す低入札価格調査時に提出のあった資料等について、実施状況の重点調査を行う予定である。
なお、詳細は広島高速道路公社土木工事共通仕様書１－１－１－１２（調査・試験に対する協力）による。

６ 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。病休等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

７ 工事費内訳書

本件工事の入札参加者は、競争入札取扱要綱第３６条の２第２項により、入札時に工事費内訳書を提出しなければならない。入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合、入札は無効とする。入札参加者は、入札書を郵送する際に、工事費内訳書を同封すること。工事費内訳書の作成にあたっては、様式６に日付、工事名、工事場所、見積額（消費税及び地方消費税相当額は除く。）を記載したうえ、表中に設計書の工事費内訳、工事種別内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目内訳、細目別内訳及び共通仮設費（積上）明細に係る単価、金額を記載し、記名・押印をすること。

８ 建設リサイクル法

- （１）落札者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「法」という。）第１２条第１項に基づく書面（建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等が記載されたもの。）を作成し、契約を締結する前に発注者（工事担当課）へ提出し、内容について説明しなければならない。
- （２）落札者は、法第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成１４年国土交通省令第１７号。以下「省令」という。）第４条に基づく書面（①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用等を明記したもの）を作成し、落札決定後５日以内に発注者（契約担当課）へ提出しなければならない。
- （３）法第１３条及び省令第４条に基づく書面の作成方法については次のとおりとする。
 - ア 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は、直接工事費とする。
 - イ 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。
- （４）法第１３条及び省令第４条に基づく書面が落札決定後５日以内に提出されない場合には、契約締結拒否となる。
- （５）上記（４）の場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について発注者に請求できない。

９ 手続における交渉の有無

無

１０ 契約書作成の要否

要

１１ 下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次のア及びイに掲げる下請負人の区分に応じて、当該ア及びイに定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が上記（1）ア、イ及びウに掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき
 - イ 上記アに掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としておりと発注者が認め、その旨を通知した日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合
 - (イ) 上記アに定める特別の事情があると発注者が認める場合
- (3) 受注者は、次のア及びイに掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該ア及びイに定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者が上記（2）アに掲げる下請負人である場合において、（2）アに定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、（2）アに定める期間内に確認書類が提出されなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者が上記（2）イに掲げる下請負人である場合において、（2）イ（ア）に定める期間内に確認書類が提出されず、かつ、（2）イ（イ）に定める特別の事情があると認められなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
- (4) 発注者は、受注者が（3）の違約罰（制裁金）を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名停止措置及び工事成績評定点の減点を行う。

1.2 その他

- (1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、競争入札取扱要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、約款及び設計図、仕様書その他契約条件に従い入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無いものと扱う場合がある。
- (6) 落札者は、配置予定技術者を本件工事に配置しなければならない。
- (7) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。
- (8) 公告に定めるもののほか、本件工事に関する入札手続等の詳細は入札説明書による。

以上